平成２３年（フ）第９号
千葉県八街市泉台２丁目12番地25
債務者　柳澤　省司
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１０号
千葉県八街市泉台２丁目12番地25
債務者　柳澤　宏子
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１４号
千葉県白井市大山口２丁目11番13棟404号
債務者　若倉　幸代
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２０６号
千葉県木更津市真里谷144番地２
債務者　大嶋　洋司
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第２０７号
千葉県木更津市富士見１丁目10番５号
債務者　齋藤由美子
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第２１０号
千葉県富津市大堀1612番地
債務者　武次修一郎
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第３９４号
長野県松本市大字中山1577番地１
債務者　中島　和彦
1　決定年月日時　平成23年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第９０１号
愛知県豊田市東新町６丁目12番地５　元町ハイツ705号
債務者　内倉　新司
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１２号
愛知県知立市昭和８丁目１番地　知立団地22棟102号
債務者　二本松佳子
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２１号
愛知県岡崎市中島中町１丁目３番地１　キングスコート中島202
債務者　橋本三郎こと　河　　萬済
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第８号
岡山県井原市木之子町5531番地10
債務者　上山美代太
1　決定年月日時　平成23年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第５６号
北海道網走市鱒浦４丁目17番７号
債務者　中村　憲子
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２２年（フ）第４６６号
茨城県つくば市谷田部2963番地
債務者　久我　洋介
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第７号
茨城県つくば市鍋沼新田1809番地
債務者　徐　　玉子
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１０号
茨城県つくば市春日２丁目３番地２　サンライフ大野Ｃ棟101号
債務者　杉川　恭子
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第７４２号
埼玉県草加市松江１丁目５番47―101号
債務者　相澤奈々代
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第７５１号
埼玉県草加市住吉１丁目11番60―401号
債務者　岩井やよい
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第７８０号
埼玉県春日部市小渕446番地１　セフィラオオツカＢ棟205号、前住所埼玉県上尾市大字原市4055番地１　シャトルパート７―103
債務者　鈴木　悟史
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係